



新富町特定不妊治療費助成事業

新富町では、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを行うために、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けられた夫婦に対して治療費の助成を行います。

※令和4年4月から不妊治療の保険適用が拡充されたことから、町助成内容が変更になりました。

1. 助成対象者

- ①夫婦のいずれかが1年以上本町に在住
（注意）新富町へ転入した方は、転入後1年以上経過した日以降に行った治療費が助成対象
- ②婚姻の届け出をし、引き続き婚姻関係にある夫婦または事実婚関係にある方
- ③不妊治療が必要と診断されている方
- ④医療保険各法の被保険者・被扶養者
- ⑤町税、住宅使用料、保育料、水道使用料及び奨学資金貸付料等を滞納していない方
- ⑥他市町村との重複申請をしていない方
- ⑦治療開始日の妻の年齢が43歳未満の方

2. 助成額

◎第1子の場合 1回15万円、通算10回未満まで

初めて助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢が40歳以上43歳未満の者は
通算7回まで

◎第2子以降の場合 1回15万円、通算6回未満まで

初めて助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢が40歳以上43歳未満の者は
通算3回まで

3. 必要書類

- ①新富町特定不妊治療費助成金給付申請書（本人記入）
- ②新富町一般不妊治療費等助成事業受診等証明書（病院記入）
- ③領収書（原本）
- ④同意書（本人記入）
- ⑤申立書（事実婚関係にある方のみ）
- ⑥高額療養費の限度額認定証の写し又は高額療養費決定通知書

4. 申請期間

助成申請する治療終了後1年以内

5. 申請場所・お問い合わせ先

新富町役場 いきいき健康課 保健予防係（0983-33-6059）